

学校感染症の種類と出席停止期間について

	対象疾病	出席停止の期間の基準
第一種	エボラ出血熱 クリミヤ・コンゴ熱 痘瘡 南米出血熱 ペスト マールブルグ熱 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群 （病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるもの に限る。） 鳥インフルエンザ （病原体がインフルエンザウイル スA属インフルエンザAウイルス であってその血清型がH5N1 であるものに限る。） COVID-19【新たに追加】	治癒するまで
第二種	インフルエンザ （鳥インフルエンザ（H5N1） を除く。）	解熱した後、二日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで
	麻疹	解熱した後、三日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺の腫脹が消失するまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後二日を経過するまで
第三種	結核	病状により 学校医その他の医師において 伝染の恐れがないと認めるまで
	コレラ	
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
その他の伝染病 溶連菌感染症、手足口病、ウィ ルス性肝炎、伝染性紅斑（りん ご病）、ヘルパンギーナ、マイコ プラズマ肺炎、流行性嘔吐下痢 症（感染性胃腸炎）	条件によっては、出席 停止の措置が必要と 考えられる伝染病の 例	

- * 結核及び第三種の伝染病にかかった者については、病状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで。
- * 第一種若しくは第二種の伝染病患者のある家に居住する者又はこれらの伝染病にかかっておる疑いがあるものについては、予防処置の施行の状況その他の事情により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで。
- * 第一種又は第二種の伝染病が発生した地域から通学するものについては、その発生状況により必要と認めるとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。
- * 第一種又は第二種の伝染病の流行地を旅行したものについては、その状況により必要と認めるとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。